

職業能力評価制度の推進

労働者の職業能力を開発・向上させるためには、各種の教育訓練の実施とあわせて職業能力の評価が適切に行われることが重要である。労働者の職業能力を評価する制度として、厚生労働省が現在実施・整備しているものは、次のとおりである。

1 技能検定制度

技能検定は、労働者が有する技能を検定し、国が公証する制度であり、検定職種によって都道府県知事または指定試験機関が実施している。

現在137職種を実施しており、合格者は「技能士」と称することができる。

技能検定の試験事務は、平成13年10月の改正職業能力開発促進法の施行により、民間機関に技能検定の試験事務を行わせることができることとなり、現在、6団体を指定している。

2 社内検定認定制度

事業主等が実施している社内検定のうち、技能振興上奨励すべき者を、厚生労働大臣が認定を行う制度である。

現在128職種が認定を受けており、認定を受けたものは「厚生労働省認定」と表示することができる。

3 ビジネス・キャリア制度

ホワイトカラー労働者が担当職務を適切に遂行するために必要となる知識の段階的かつ体系的な習得に役立つ講座を厚生労働大臣が認定し、その受講を通じて、職務に必要な知識を習得することを支援する制度。

4 YESプログラム

平成16年度から、事務・営業の職種について実際に企業が若年者に求めている就職基礎能力の内容を提示し、それらを身につけるための講座や試験を認定するとともに、認定講座を修了等した者に対して証明書を発行することとしている。

5 幅広い職種を対象とする職業能力評価制度の構築

平成14年度以降、職業能力評価制度の整備のために、官民の有する既存の職業能力評価基準を活用しつつ、ものづくり産業からサービス業に至る幅広い産業界等との連携・協力のもと、当該産業内にある職務の内容を明らかにするための職務分析を実施し、これらを踏まえ職務遂行に必要とされる職業能力を職業能力評価基準として策定する事業に取り組んでいる。策定された評価基準は、企業が求める能力要件の明確化、個人の職業能力の診断・把握等のために活用していく。こうした施策展開を通じて、職業能力評価制度の整備・構築につなげていくこととする。